

歳末たすけあい運動援 護金配分申請が始まり ます。

10月1日(火) ~ 10月31日(木)
午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く

歳末たすけあい運動は、新たな年を迎える時期に支援を必要としている町民が安心して暮らすことができるよう実施している募金です。

支援を必要としている人々とは、高齢者のみの世帯や母子・父子家庭、または障害者世帯などです。

また、その他にもなんらかの理由により生活に困っている家庭も対象となる場合もあります。

大洗町社会福祉協議会
ゆっくら健康館1F TEL 029-266-3021

詳しい条件等につきましては、裏面をご覧ください。

※「高齢者のみの世帯」とは65歳以上の者で構成するか、これに18歳未満の未婚の者が加わった世帯で、対象になるのは70歳以上の方のみになります。



☆対象条件☆ 次の4つの条件すべてに該当する世帯になります。

① **令和6年10月1日現在で大洗町に6ヶ月以上居住**

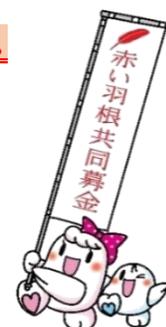
② **世帯全員の町民税が非課税**

③ **世帯の収入が以下の基準額以下であること**

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入限度額	1,340,000円	2,150,000円	2,580,000円	2,820,000円	3,160,000円

※世帯の収入が生活保護法にいう生活保護基準の1.7倍程度。また、6名以上の世帯の方はお問合せ下さい。

※世帯の収入には遺族年金、及び障害年金も含まれます。受領されている方は年金振込通知書の写しも必要になります。



④ **下記の内1つに該当する世帯（世帯分離も含む）**

ア. 独居高齢者世帯（70歳以上）

イ. 高齢者のみの世帯（70歳以上の方のみ）

ウ. 母子及び父子家庭（未就学児童のみ）

エ. 準要保護世帯（中学生までの子供のみ）

オ. 重度障害者手帳（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㊤・A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級）の交付を受けている者がいる世帯（障害者のみ）

カ. 高齢者と障害者の世帯（高齢者は70歳以上で、障害者はオと同条件）

※「高齢者のみの世帯」とは65歳以上の者で構成するか、これに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいいます。

注）但し、次の世帯は配分対象になりませんのでご注意ください。

(1) 生活保護法による保護を受けている世帯

(2) 配分対象となる者が非在宅（施設入所又は6ヶ月以上の入院等）の世帯

(3) 配分対象者が死亡した世帯

※本人以外の方でも委任状によって申請可能です。ご自分の近くに該当する方や気になる方がいましたら、まずは近くの民生委員、もしくは社会福祉協議会までお問合せ下さい。

受付日時：令和6年10月1日～10月31日 8時30分～17時30分（土・日・祝日は除く）

申請場所：大洗町社会福祉協議会（ゆっくら健康館1階） TEL: 029-266-3021

申請方法：次の必要書類に記入、押印をして大洗町社会福祉協議会に申請。

① 歳末たすけあい援護金配分申請書（様式第1号）

② 大洗町発行の証明願または町民税非課税証明書等（世帯全員分）

※証明願は役場住民課にて申請・交付。

③ 障害者世帯は手帳のコピー

※申請書及び証明願は社会福祉協議会の窓口、またはホームページからもダウンロードできます。

※証明願を役場住民課に申請する際は、**証明を依頼する方（窓口に行く方）の身分証明書（運転免許証や健康保険証等）が必要**になります。また、**本人もしくはご家族以外の方が証明をとる場合は委任状が必要**となりますので、あらかじめお問合せ下さい。

※申請に対します個人情報、本事業以外の目的には使用しません。